

鳥取県告示第 156 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

琴浦町（変更前 赤碕町）

2 都市計画事業の種類及び名称

赤碕都市計画下水道事業 赤碕公共下水道（変更前 赤碕町都市計画下水道事業 赤碕公共下水道）

3 事業施行期間

平成 8 年 7 月 19 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（変更前 平成 8 年 7 月 19 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）

4 事業地

（1）収用の部分

削除する部分

赤碕町大字筧津字牧戸、西牧戸、東濱及び陳場の一部の区域並びに大字八幡字念佛面及び羽田井田の一部の区域

追加する部分

琴浦町大字筧津字牧戸、西牧戸、東濱及び陳場の一部の区域並びに大字八幡字念佛面及び羽田井田の一部の区域

（2）使用の部分

削除する部分

赤碕町大字赤碕字紺屋田、西野、ヲナカケ、中花見、ヲナガケ、狐山、西谷尻、永松山、東松山、西谷海道ノ下、地藏町海道ノ下、歩行道ノ下、茶山之西、了然開、塚畑、西八幡山、下八幡山、八幡山、オノ木谷尻、長松山、八幡坂屋敷東側、柏谷海道ノ上、中嶋、狐山、四人畑、西ヲナガケ、陰レ田、下陰レ田、狐塚ノ下、狐塚、柏谷海道ノ下、澤山、柏谷尻、西野海道ノ上、西谷海道ノ上、柏谷大山道ノ下、狐塚野、地藏町、地藏面、五輪東平、宮ノ空、道由、風呂谷揚口、藪ノ西、地藏面大山道ノ下、西中條、中條北側、中條南側、東條、昼飯塚、ウヘノ山東、オノ木野、前野、柏谷駄道ノ東、畑ノ東、大山道ノ上、扇子提ノ東、東山、ウヘノ山、中土手、赤ヒゲノ南、西條ノ上、荒神谷、平瀬、御蔵ノ上、貳本松、後伽藍、西納屋畑、荒神谷尻、中瀬、荒神西、塩屋及び西條屋敷の全域並びに字花見、月輪、狐塚尻、四人畑頭、鉢屋敷、八斗前西平、河原ノ上、茶山、源助開、ヲナガケ尻、腰廻、東花見、柏谷海道ノ上、中清水、五輪峰頭、溝上谷詰東平、溝上谷頭西平、風呂谷中、上道由、智光寺谷、智光寺東峯、大畑ノ下、中細道、西谷大山道ノ上、屋敷田、山ノ前、オノ木細道ノ東、オノ木、西谷提ノ上、地藏面頭、扇子提ノ西、柏谷駄道ノ上、東地藏面、オノ木化粧川、團子山、溝上谷尻西平、前田、柏谷大山道ノ上、塩濱筋、柏谷詰西、三反田、観音堂、菊港、五輪、的場、柏谷詰、荒神谷頭、西地藏面及び溝上谷尻の一部の区域、大字八幡字西屋敷、北中橋、中道ノ下、土居ノ下、屋敷田、東浜、三良兵衛山、中橋ノ下、北古市場、西古市場、南古市場、古市場、海道ノ上、屋敷、海道ノ下、中橋及び中橋ノ東の全域並びに字念佛面、山ノ下、公文給、三良兵衛田、孫屋敷、西ノ畑、小太郎垣、東小太郎垣、馬場ノ西、狐塚、羽田井田、松山、引木田、善兵衛田、土器田及び中橋ノ西の一部の区域、大字筧津字下宮代、西清川及び東清川の全域並びに字日本地平、下野、西宮代、コブギ、古城、荒神ノ上、築地ヶ内、東前田、前田、東濱、西中濱、小婦計、屋敷東通、往還ノ下屋敷、九尺、砂田、三反田、二反田、餘田、西出口、劔野、屋敷西通、陳場及び金屋畑の一部の区域並びに大字出上字大道ノ西及び杖曳ノ上の全域並びに字慶雲、鐘鑄谷、前野、野畑、松林、谷ノ山、野畑ノ東及び谷山ノ東の一部の区域

追加する部分

琴浦町大字赤碓字紺屋田、西野、ヲナカケ、中花見、ヲナガケ、狐山、西谷尻、永松山、東松山、西谷海道ノ下、地蔵町海道ノ下、歩行道ノ下、茶山之西、了然開、塚畑、西八幡山、下八幡山、八幡山、オノ木谷尻、長松山、八幡坂屋敷東側、柏谷海道ノ上、中嶋、狐山、四人畑、西ヲナガケ、陰レ田、下陰レ田、狐塚ノ下、狐塚、柏谷海道ノ下、澤山、柏谷尻、西野海道ノ上、西谷海道ノ上、柏谷大山道ノ下、狐塚野、地蔵町、地蔵面、五輪東平、宮ノ空、道由、風呂谷揚口、藪ノ西、地蔵面大山道ノ下、西中條、中條北側、中條南側、東條、ウヘノ山東、オノ木野、前野、柏谷駄道ノ東、畑ノ東、大山道ノ上、扇子提ノ東、東山、ウヘノ山、中土手、赤ヒゲノ南、西條ノ上、荒神谷、平瀬、御蔵ノ上、貳本松、後伽藍、西納屋畑、荒神谷尻、中瀬、荒神西、塩屋、西條屋敷、松ヶ谷、東松ヶ谷、笠取坂之前、荒神谷東平及びびきらりの全域並びに字花見、月輪、狐塚尻、四人畑頭、鉢屋屋敷、八斗前西平、河原ノ上、茶山、源助開、ヲナガケ尻、腰廻、東花見、柏谷海道ノ上、中清水、五輪峰頭、溝上谷詰東平、溝上谷頭西平、風呂谷中、上道由、智光寺谷、智光寺東峯、大畑ノ下、中細道、西谷大山道ノ上、屋敷田、山ノ前、オノ木細道ノ東、オノ木、西谷提ノ上、地蔵面頭、扇子提ノ西、柏谷駄道ノ上、東地蔵面、オノ木化粧川、溝上谷尻西平、前田、柏谷大山道ノ上、塩濱筋、柏谷詰西、三反田、観音堂、菊港、五輪、的場、柏谷詰、荒神谷頭、西地蔵面、溝上谷尻、納屋畑、大堀、船場、弥平山、西三軒家、東三軒家、上弥平山、上船場、月輪、屋敷、上道由、佐崎田、細工田及びび下三反田の一部の区域、大字松谷字濱田の全域並びに字墓ノ下、墓ノ上、大堀、蛸之笠、川向、向山西平、向山、海道ノ上、溝上、西峰、堤ノ上、下大成、屋敷、大西及び引木屋敷一部の区域、大字別所字荒神西谷及び西塚廻の全域並びに字笠取坂屋敷、笠取坂峯、西谷尻、太幸免海道ノ上、西塚廻リノ上、荒神畑、太幸免東峯、荒神西谷頭、鐘鑄谷尻、女夫岩東平、竹小路西谷尻、七曲西谷頭、七曲西谷尻、女夫岩峰、女夫岩海道端、女夫岩峯及び太幸免海道ノ下の一部の区域、大字八幡字西屋敷、北中橋、中道ノ下、土居ノ下、屋敷田、東浜、三良兵衛山、中橋ノ下、北古市場、西古市場、南古市場、古市場、海道ノ上、屋敷、海道ノ下、中橋及び中橋ノ東の全域並びに字念佛面、山ノ下、公文給、三良兵衛田、孫屋敷、西ノ畑、小太郎垣、東小太郎垣、馬場ノ西、狐塚、羽田井田、松山、引木田、善兵衛田、土器田、中橋ノ西、御崎、丈楽、屋敷西通、屋敷東通、西川、門田、東仲田、宮ノ下及び四反田の一部の区域、大字筥津字下宮代、西清川及び東清川の全域並びに字日本地平、下野、西宮代、コブギ、古城、荒神ノ上、築地ヶ内、東前田、前田、東濱、西中濱、小婦計、屋敷東通、往還ノ下屋敷、九尺、砂田、三反田、二反田、餘田、西出口、釵野、屋敷西通、陳場、金屋畑、千々木、中ノ垣、東上ノ田井及び岩田の一部の区域、大字湯坂 字屋敷の全域並びに字水尻、宮代屋敷、荒神ノ上、下西ノ田井及び地蔵免の一部の区域、大字光字西屋敷の全域並びに字下松田、東屋敷、藪ノ内、前河原、上河原、出口畑、藪ノ内及び滝端の一部の区域、大字出上字大道ノ西、杖曳ノ上、塚根、中島、岩屋畑、前田、川尻及び西屋敷の全域並びに字慶雲、鐘鑄谷、前野、野畑、松林、谷ノ山、野畑ノ東、谷山ノ東、駄道ノ上、辺呂子田、福地田、左衛門九郎、アツハイ、東屋敷、西ノ田井、前屋敷、井出端、千駄垣、天王、西中島、喜三郎田、塗屋田、河原田、南五輪田及び梨子垣の一部の区域並びに大字太一垣字宮ノ前及び國主屋敷の全域並びに字北畑、狼谷、曾尻、中河原、観音ノ前、宮ノ北、北田、東河原及び東瀧の一部の区域